

## 平成25年第2回墨田区議会定例会提出予定案件

### 予算

- 1 平成25年度墨田区一般会計補正予算

### 条例

- 1 墨田区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例
- 4 墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区子ども・子育て会議条例
- 9 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

### 契約

- 1 庁舎リフレッシュ計画に基づく熱源設備改修工事（その2）請負契約
- 2 緑幼稚園新築工事請負契約
- 3 菊柳橋下部工事（その1）請負契約
- 4 八広保育園改築工事請負契約
- 5 物品の買入れについて
- 6 物品の買入れについて

### その他

- 1 本所地域プラザの指定管理者の指定について
- 2 墨田区営住宅の建物明渡等請求に係る訴えの提起について

## 平成25年第2回墨田区議会定例会提出予定案件概要

### <条例>

#### 1 墨田区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

職員の退職手当の改定等諸般の情勢に鑑み、区長等の退職手当の支給割合を次のように改定する。

区長	100分の380	100分の340
副区長	100分の300	100分の270
教育長	100分の230	100分の210

##### (2) 施行期日等

公布の日

#### 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

地方自治法の一部改正(24.5.11公布、25.4.13施行)に伴い、災害派遣手当に含まれる手当に「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

##### (2) 施行期日等

公布の日

#### 3 墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例

##### (1) 制定理由

区民の安全で安心な暮らしを確保するため、老朽建物等の管理の適正化に関し必要な事項を定める。

##### (2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

#### 4 墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

本所地域プラザの開館に伴い、外手集会所を廃止する。

##### (2) 施行期日等

本年10月1日

#### 5 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

外手集会所の廃止に伴い、同集会所を管理運営の対象施設から削るほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年10月1日

6 墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

「新たな墨田区立学校適正配置等実施計画」(平成20年3月策定)に基づき、次のように区立学校を廃止し、及び設置する。

廃止する区立学校	設置する区立学校
・吾孀第一中学校(立花五丁目48番9号) ・立花中学校(立花四丁目30番18号)	・吾孀立花中学校(立花四丁目30番18号)

(2) 施行期日等

平成26年4月1日

7 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 補償基礎額の改定

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正(25.3.29公布、25.4.1施行)を踏まえ、次のとおり補償基礎額の改定を行う。

経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医 及び 学校歯科医	6,877円 (現行どおり)	8,553円	11,346円	12,874円	14,957円	15,951円
学校薬剤師	5,653円	6,532円	7,957円	9,585円	10,771円	11,936円
	5,670円	6,573円	8,016円	9,671円	10,868円	12,042円

イ 介護補償額の改定

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正(24.3.28公布、24.4.1施行)を踏まえ、次のとおり介護補償額の改定を行う。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
介護に要する費用を支出して介護を受けたとき (他人介護)。【上限】	104,530円	104,290円	52,270円	52,150円

親族等による介護を受けたとき(家族介護)。【最低保障】	56,720円	56,600円	28,360円	28,300円
-----------------------------	---------	---------	---------	---------

- (2) 施行期日等  
公布の日

## 8 墨田区子ども・子育て会議条例

- (1) 制定理由  
子ども・子育て支援法の制定(24.8.22 公布、25.4.1 一部施行)に伴い、区長の附属機関として「墨田区子ども・子育て会議」を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。
- (2) 内容、施行期日等  
別紙2のとおり

## 9 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容  
墨田区太平保育園園舎の耐震改修工事の実施に伴い、当該工事期間における同園の位置を次のように仮園舎を設置する位置とする。  
〔現在の位置〕墨田区太平一丁目13番10号  
〔仮園舎の位置〕墨田区亀沢二丁目24番1号  
〔仮園舎設置期間〕本年12月20日から墨田区規則で定める日まで
- (2) 施行期日等  
本年12月20日

## 契約

- 1 庁舎リフレッシュ計画に基づく熱源設備改修工事(その2)請負契約
- (1) 位 置 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
- (2) 契約金額 6億2,160万円  
(予定価格6億6,192万円)
- (3) 契約の相手方 一工・友和建設共同企業体
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から平成26年12月26日まで
- (5) 支出科目等 平成25年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費  
一般管理費 工事請負費  
平成26年度 債務負担行為

## 2 緑幼稚園新築工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区緑二丁目11番
- (2) 契約金額 2億1,315万円  
(予定価格2億1,450万4,500円)
- (3) 契約の相手方 坂田建設株式会社東京支店
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から平成26年7月31日まで
- (5) 支出科目等 平成25年度 墨田区一般会計 教育費 幼稚園費  
幼稚園建設費 工事請負費  
平成26年度 債務負担行為

## 3 菊柳橋下部工事(その1)請負契約

- (1) 位 置 墨田区菊川三丁目13番地先~江東橋五丁目1番地先
- (2) 契約金額 4億3,050万円  
(予定価格4億3,500万5,550円)
- (3) 契約の相手方 坂田・上條建設共同企業体
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から平成26年7月18日まで
- (5) 支出科目等 平成25年度 墨田区一般会計 土木費 道路橋梁費  
道路新設改良費 工事請負費  
平成26年度 債務負担行為

## 4 八広保育園改築工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区八広三丁目7番5号
- (2) 契約金額 2億2,879万5,000円  
(予定価格2億2,992万9,000円)
- (3) 契約の相手方 大正建設株式会社
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から平成26年3月14日まで
- (5) 支出科目等 平成25年度 墨田区一般会計 民生費 児童福祉費  
保育園改築費 工事請負費

## 5 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 災害備蓄用
- (2) 品目及び数量
  - ア 保存用ビスケット 27,520食
  - イ 保存用クラッカー 27,160食
  - ウ アルファ米セット 54,250食
  - エ 飲料水(炊き出し用) 6,510本
  - オ 飲料水(飲用) 1,188本

- (3) 契約金額 2,735万2,558円
- (4) 契約の相手方 株式会社ススム防災
- (5) 支出科目等 平成25年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費  
防災対策費 需用費

## 6 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 本所地域プラザ用
- (2) 品目及び数量 アンプ外19件
- (3) 契約金額 1,995万円
- (4) 契約の相手方 株式会社ヤマト電設 錦糸町支店
- (5) 支出科目等 平成25年度 墨田区一般会計 区民生活費 区民施設費  
区民施設建設費 備品購入費

## その他

### 1 本所地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、本所地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 本所地域プラザ
- (2) 指定管理者 一般社団法人 地域プラザBIGSHIP
- (3) 指定期間 平成25年10月1日から平成29年3月31日まで

### 2 墨田区営住宅の建物明渡等請求に係る訴えの提起について

- (1) 請求の内容 区営住宅の使用許可の取消しを受けた後においても同住宅を占有している不正入居者に対する建物明渡等請求

#### (2) 当事者

ア原告 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
墨田区

イ被告

- (3) 対象物件 東京都墨田区

アパート 号室

- (4) 提起の理由 被告は、墨田区営住宅条例第38条第1項の規定により、使用料等の滞納を理由として区営住宅の使用許可の取消しを受けたが、その後においても同住宅を不正に占有しているので、被告に対し、建物の明渡し及び使用料等の滞納分の支払を請求する必要がある。

( 5 ) そ の 他 本件訴訟において必要がある場合は、和解及び上訴をすることが出来るものとする。